

## 鳥取市老人保健施設整備費借入金利子補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人又は医療法人（以下「社会福祉法人等」という。）が本市内に老人保健施設を設置するために、社会福祉・医療事業団及び年金福祉事業団から借り入れた資金に対する償還金（延滞金に係るものは含めないものとする。）に対し、予算の範囲内において鳥取市が補助金を交付することについて、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）によるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第2条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、社会福祉法人等が老人保健施設を新築又は増築するため借り入れた建設資金の償還時における支払利息とする。ただし、土地取得資金等の建設資金に該当しない部分に対する借り入れに係るものを除く。

2 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定する。ただし、借入金利が1.5パーセントを超える場合にあっては、1.5パーセントを当該金利で除して得た率を支払利息に乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 本要綱による補助金を受けようとするときは、規則第4条の規定による補助金等交付申請書に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

### (補助金の変更申請)

第4条 規則第9条の規定に基づき、申請事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長にその承認を受けなければならない。

### (実績報告)

第5条 規則第12条の規定による実績報告は、補助金の交付のあった年度の翌年度の4月20日までにしなければならない。

### (補助金帳簿等の整備)

第6条 規則第17条の規定による帳簿には、補助事業についての収入額及び支出額を記載するとともに、収入及び支出の内容を証する書類を整備し、補助事業完了後5年間保管しなければならない。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成10年11月16日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。